

第27回 篠山再生市民会議 会議録(要旨)

(記録：行政経営課)

日時：平成21年2月20日(金) 13:30~16:00

場所：篠山市民センター 2階 催事場

出席者：篠山再生市民会議委員(4名欠席)

庁内調整会議職員

傍聴者：1名

会議次第

1 開会

2 報告事項

(1) 補助金の見直しについて

(2) まちづくり協議会の現状及び活動事例について

3 協議事項

(1) まちづくり協議会について

(2) 篠山再生計画(まちづくり編)に対する各委員の意見について

(3) 次回の会議

4 閉会

決定事項等

- ・ 篠山再生計画に対する意見や感想、また今後の課題等について、各委員は3月6日(金)までに事務局へ提出すること。各委員の意見を盛り込んだ形で、議長が「篠山再生市民会議を終えるにあたって」といった意見書としてまとめ、市へ提出する。次回の会議に原案を示す。
- ・ 次回が最後の会議となるが、平成21年度の予算案及び再生計画の進行管理案について、事務局から報告を受け議論する。

議事要旨

2 報告事項

(1) 補助金の見直しについて

(事務局) 補助金については、篠山再生計画(行財政改革編)であげているとおり、平成21年度の補助金を10%削減することを基本として、平成20年度中に見直しを行った。見直しにあたっては、補助額の積算や現状についての資料に基づきヒアリングを行い、最終的に減額等の査定を行い平成21年度の補助金額を決定した。

今後においても随時見直しは行うが、今回の篠山再生計画における補助金の見直しは、平成20年度中に行った見直しにより実施できたものと考えている。

(2) まちづくり協議会の現状及び活動事例について

(事務局)〔資料1を用いて説明〕

- ・ まちづくり協議会については、全小学校19校区のうち11校区において設立済みである。
設立にあたっては、既存の組織をまちづくり協議会へ移行したものと、新規に組織を設立したものがある。
- ・ 新たな活動として、「人口減少」という弱みを克服するために、「人と人の繋がりが強い」という強みを活かし、高齢者送迎サービスや田舎暮らし案内所の設置などを予定されているところがある。また、地元住民と新たに転入してきた住民との繋がりを作ることを主たる目的として、共通課題である子育てをテーマに

学童保育や放課後教室の実施を予定されているところもある。

- ・ 敬老会実行委員会補助金と自治会長会校区補助金については、平成21年度からまちづくり協議会へ一括交付金として交付する。一括交付とすることで地域の裁量が増し、より有効な使い方となることが見込まれる。

3 協議事項

(1) まちづくり協議会について

(A委員) まちづくり協議会の設立単位は小学校区であるが、学校統廃合が進められた場合の対応はどう考えているか。

(事務局) まちづくり協議会の名称には、小学校名ではなく地域名を使用するよう勧めており、学校統廃合があった場合にも該当するまちづくり協議会を統廃合することは考えていない。

(A委員) 人口の多い校区や少ない校区がそれぞれあるが、人口数の違いにより適正な運営規模は変わると思うが、そのことについては考慮されないのか。

(事務局) まちづくり協議会の設立については、市民アンケート等により小学校区単位がよいであろうという市民意見を取り入れ、小学校区単位での設立を進めてきた。
また、人口の多い校区も少ない校区もそれぞれに異なる課題があり、それぞれの校区において自身の校区が抱える課題に取り組んでいただけたらよいと考えている。

(B委員) 人口の多い校区においては、校区を分割してまちづくり協議会を設立するという協議があったと思うが、どのような協議結果となったのか。

(事務局) 校区において協議された結果、分割せずに設立するという結論にいたった。

(A委員) 人口の多い校区では、自治会やボランティアグループなどが小学校区より小さな単位において活発に活動されている場合があるが、そのような活動をまちづくり協議会単位において行うことは困難である。

(事務局) 市としては、小学校区単位での設立のみとしているわけではなく、地域の話し合いにより設立単位を決めていただいている。

(副議長) 未設立地域での進捗状況はどうなっているか。

(事務局) 間近に設立を予定されている校区もあれば、設立に向け準備会を立ち上げている校区もある。また、現段階では設立について検討中の校区もある。

(副議長) 平成21年度に全小学校区における設立を目標とされているが、現状からは実現が難しいのではないかと。実現するには、市からのかなりの働きかけが必要ではないか。

(事務局) 市からの働きかけにより作られる組織ではないので、地域の方が自発的に設立しようと思うような働きかけを行っている。具体的には、まちづくり協議会の必要性についての説明会や、他校区との意見交換会などを行っている。

(副議長) 住民が自発的に設立しようと思わないといけないなら、なおさら平成21年度に全小学校区において設立するという目標は、やはり難しいのではないかと。

(事務局) 確かに全小学校区において設立するという100%達成の目標ではあるが、か

なりその目標に近づけるものと思っている。

また、平成22年度までにまちづくり協議会が取り組むことが出来る県の補助事業がある。その補助事業に取り組むためだけに平成21年度までに設立を目指すわけではないが、仮に設立された場合に、そのような事業も活用できるように、平成21年度において全小学校区で設立することを目標にあげている。

- (C委員) 設立するだけであれば、平成21年度中に全校区において設立することはできると思う。自治会と同じ構成員で設立するまちづくり協議会もあれば、既存の組織を移行して設立するものもあると思うが、これまでの構成員や代表者だけが発言するのではなく、誰もが発言できるような組織体制となるよう留意して欲しい。
- (D委員) 大きな校区においては、転入者のみで構成する新しい自治会と既存の自治会という区分があるが、最近ではアパートが多数建設され、既存の自治会においても新住民と以前からその地区に住む住民という区分ができています。そのような自治会においては、アパート等に住む新たな住民が自治会活動に参加できていない現状がある。まちづくり協議会においては、新住民が参加できていないような形式的なものにならないよう留意して欲しい。
- (事務局) 設立されただけの形式的な組織とならないよう、共通のテーマ・課題をつくることや課題について解決をしていく組織となるような活動を推進している。
- (A委員) 自治会がまちづくり協議会に含まれているような印象を受けるが、将来的には自治会はなくなるのか。
- (事務局) 市と自治会の連携は続くと考えているし、まちづくり協議会においても各自治会はそのまちづくり協議会の重要な構成員と考えているので、自治会がなくなることはない。
- (事務局) 現在、自治会は261(H21.2.20現在 正しくは260)あり、その自治会が基礎自治会として運営されていくべきものと考えている。しかし、現在の自治会運営については、これまでの人口が多かった時と同じような運営がなされており、人口の少なくなっている自治会においては、1人で複数の役員を兼任している場合も見受けられる。そのような現状を踏まえ、自治会活動の中でも校区でまとまることにより、よりよい活動が行えるものもあり、そのような活動については校区単位のまちづくり協議会で行っていただければいいのではないかと考えています。
新しく転入されてきた方は、現在の自治会活動に参加できていない場合もあるが、篠山地域や丹波地域といった更に大きな範囲でのまちづくりに取り組まれている方もあり、現住地域の活動に全く関心がないわけではないと思う。
- (E委員) まちづくり協議会の設立は重要と考えるが、既存の自治会との整理も不可欠である。まちづくり協議会の運営を推進していく上では、自治会組織がまちづくり協議会に含まれるという体制をとる必要があると考える。
- (C委員) まちづくりについては、1つの自治会だけではなく周辺の自治会が一緒になって話し合いを行うことが不可欠である。但し、まちづくり協議会と自治会の関係についての整理がされていなければ、まちづくり協議会においても自治会長の発言力が強い等の場合があり、構成員全員が発言できるような体制になるよう市には留意してほしい。
- (事務局) 現在、設立済みの11のまちづくり協議会のうち、7つについては校区自治会長会の会長がまちづくり協議会長となっている。これは、これまでの協議会の設立に向けた市の働きかけが自治会長へ行われてきた経緯が影響している。まちづ

くり協議会については、設立されたばかりの発展中の組織であり、自治会長がまちづくり協議会長を兼任していることについても、地域において話し合いがなされているところである。

自治会長以外の方が協議会長をされているところについては、まちづくり協議会へ移行する元の組織の代表者が自治会長でなかった場合と、まちづくり協議会長就任時には自治会長であったが、自治会長を退任後もまちづくり協議会長を続けている場合がある。

(議長) 活動内容において、まちづくり協議会へ移行する前の組織の活動のみを行っているところがあるが、それでは本来のまちづくり協議会の機能を果たしていないのではないかと。そのような協議会については、本来の機能をもつように組織機能を引き上げていかなければならない。

まちづくり協議会の制度については、すぐに確立するものではなく、時間をかけて作り上げられていくものと考えている。篠山再生計画については、3年間の計画なので、3年間のことのみ記載していればよいとも言えるが、今回の篠山再生計画では、まちづくり協議会をどのようなものにしていくのかが明確にされていない。

まちづくり協議会への補助金には、どのようなものがあるか。

(事務局) まちづくり協議会設立のための準備金として、5万円の補助を行っている。平成21年度からは、事業実施テーマを定めた地域づくり交付金と既存の2つの補助事業を一括して交付する一括交付金を予定している。

他に県の事業において、県民交流広場事業があり、施設を整備するためのハード事業1,000万円とソフト事業300万円がある。

(C委員) 補助事業の実施については、自治会等において十分な協議がなされていない場合があるように思う。補助金が本当に有効に利用されるために、地元が慎重に議論して事業に取り組むよう市は事業実施を進めて欲しい。

(E委員) 市から自治会へ支払っている補助金や委託金は、一括でまちづくり協議会へ支払うようにするべきである。そのようにしなければ、まちづくりの主体が現在の自治会組織からまちづくり協議会へシフトしていかないのではないかと。

(D委員) 現在、アパートに住まれている方たちについては、地域のことに参加していくことができる体制がとれていない。これからのまちづくりのことを話し合うのに、そのような方たちが参加できないのは大きな問題である。

篠山市の中心が農業であり、自治会にも農業関連の役員が必要であるが、農業のことについてはアパートに住まれている方たちには全く関係がない。そのような問題について、どう考えているか。

(F委員) 私の自治会では、新しい住民の方も一緒になって自治会活動を行っている。但し、水利や農会などの旧住民のみが関わりのあることについては、自治会とは別の組織として、関係のある者のみで組織している。これからの自治会運営においては、これまでの組織形態にこだわらず、柔軟に対応することが重要なのではないかと。

(事務局) 現在、アパートが増え、人口が増えない中でも世帯数は増加している。これは、結婚した若年世代が市内において世帯分離していることが多いためと考えている。このような若年世代の人たちは、いずれは市内にある自身の地元地域へ戻っていくはずである。そのような現状を踏まえ、アパート居住者については、一時居住者であるという考え方をせざるを得ないと述べる学識経験者もいる。

(議 長)一括交付金やまちづくり交付金の金額は決まっているか。

(事務局)未確定である。

(2) 篠山再生計画(まちづくり編)に対する各委員の意見について

(議 長)提出いただいた篠山再生計画に対する意見について、補足はあるか。

(副議長)既に第3次答申を行った後だったので、意見というよりは感じたことを書いて提出した。

(E委員)〔資料2を用いて説明〕

市が再生計画を策定され、この再生計画を完全に実施してもらえれば、それでうまくいくと思っている。そこで、意見というよりは感想を書かせていただいた。

(C委員)学校の統廃合や農都宣言にしても、篠山市がリーダーシップをもって進めていって欲しいと思う。農都宣言も行われたが、これからどう取り組んでいくかが重要であり、関係機関であるJA等においても同様の姿勢で取り組みが行われるよう、市がリーダーシップをとって進めていって欲しい。

農都宣言の内容についても、もっと様々な機関とすり合わせをしたうえでの、十分な内容なものにして欲しいという思いを持った。

(E委員)獣害対策において、鹿を捕獲した場合はどのように対処されているのか。

(C委員)鹿のような大型動物については、市営斎場において処理ができないので、猪名川の焼却場に持ち込むようである。

(E委員)丹波市では、捕獲した鹿を食肉として活用している。また、奈良県のほうでは、獣害対策で捕獲された鹿の皮を製品にし、地場産業にしていこうという計画も立てられている。

(議 長)各委員からの意見をどのように扱い、再生市民会議を終えるとよいか。

(F委員)まちづくり編に書かれていることが絵に描いた餅とならないよう、市民を含め、市はどのようにPDCA等を行っていかねばいけないかについて、その仕組みを提言できたらと思う。

(事務局)担当部局としては、住民参加の上での進行管理を行う組織作りをしたいと思っている。

(議 長)第4次答申ができるほどの議論は行えていないので、閉会にあたっての結びの言葉を記し、全委員の感想や意見を付け加えることもできると思う。

(G委員)まちづくりはこれからも続くことなので、締めという形での終わり方は難しいのではないか。

(H委員)進行管理と補助金の見直しについては、課題ということで意見したほうがよい。

(A委員)まちづくり協議会を設立することで、既存の自治会やボランティアグループの活動が行われなくなるようなことだけはして欲しくない。

また、コミュニティバス等の公共交通については、もっと効率性を考えたものにしていって欲しい。

(議 長) 個々の課題について議論する時間は取れないので、各委員から課題や感想を提出いただき、それらをまとめて市へ提出するというところでどうか。

(副議長) 個々の課題よりも、これからしっかりしていくための進行管理のような大きな課題について意見提出してはどうか。

(議 長) 意見書に盛り込みたい総論的な課題を各委員から提出いただき、それをまとめて市へ意見提出することとする。
各委員からの意見については、3月6日(金)までに事務局へ提出すること。

(3) 次回の会議

- ・市への意見書(案)について、協議を行う。
- ・平成21年度予算案において、再生市民会議での案や補助金の見直しがどのように反映されているかについて、市から説明を受ける。
- ・篠山再生計画の進行管理の仕組みについて、市の案があれば説明を受ける。その案に対し、再生市民会議として意見やアドバイス等があれば意見する。
- ・次回会議は、平成21年3月13日(金)に篠山市民センター2階 催事場において開催する。

以上